

投資家用のビザ及び就労許可

2011年1月1日、チェコ外国人法の改正法が施行され、チェコ国内における外国人の就労及び滞在に大きな変更を加えたものです。(外国人法とは、チェコ国内における外国人の在留、及びその他の法律の改正を規定する第326/1999 Sb.法を指す)。

ブルーカード制度導入 高資質が要求される職業に就くための新規滞在制度

- EU圏外の外国人を対象とし、高資質が要求される職業に伴う長期滞在制度。
- ブルーカード発給手続きは、申請者が一年以上の雇用契約及び学歴証明書を申請書と合わせて在外公館に、場合によってはチェコ国内の内務省に、提出します。
- 賃金基準を満たすこと-契約書にはチェコ平均賃金の1.5倍以上に相当する契約賃金が明記されている必要があります。
- 有効期限は、雇用契約の満了日より3ヶ月間長い、但し最長2年間であり、延長可能。
- EU圏内の永住許可・長期滞在ステータス取得の手続きを簡素化。
- 家族帯同の手続きを簡素化。

その他主な変更点:

- 2011年1月1日より、外国人のチェコへの入国及びチェコ国内の滞在に関する取扱窓口が外国人警察から内務省に変更されたことに伴い、事務を取り扱う職場も変更。
- 外国人の居住する所轄地区の変更、
- 長期滞在ビザ発給手続きの変更、
- 長期・永住許可申請書提出の新規要件、
- ビジネス目的での滞在に関する変更、
- グリーンカード発給手続きの変更、
- 居住許可証（長期・永住）の更新、
- 住居を確保していることの証明に新しい要件、
- 旅行医療保険の加入証明書の新たな要求、
- 滞在費支弁能力の証明、
- 強制送還に関する変更、
- 外国人向け反汚職通報ヘルプライン導入、
- その他。

チェコインベストのアフターケア部は、既進出投資家と新規投資家の為の長期支援を目指すことから、チェコ国内に外国人滞在及び就労に関するコンサルティング及び情報提供を完備しております。トップマネジメントやその他の重要役職の場合は、個別の支援と許可手続きにおけるお手伝いが出来ます。

詳細は、下記をご覧ください。

<http://www.mvcr.cz/clanek/zmeny-v-oblasti-vstupu-a-pobytu-cizincu-na-uzemi-cr-od-roku-2011.aspx>
(チェコ共和国内務省のウェブサイト)

<http://www.czechinvest.org/ke-stazeni?page=2>
(チェコインベストのウェブサイト)

本資料は、参考情報であり、詳細につきましてはチェコ外国人滞在法（第326/1999 Sb.法）及びその改正法（第427/2010法及び第424/2010法）をチェコ共和国内務省のウェブサイト www.mvcr.cz でご覧ください。

チェコ国内における外国人滞在・就労に関する法律が大きく変更された為、とりわけ長期滞在に関する業務が外国人警察から内務省に変更されたため、申請処理に従来より時間がかかる恐れがありますのでご注意ください。

詳細につき知りたい方、打ち合わせをしたい方へ

以下の連絡先にお問い合わせください。

チェコインベスト アフターケア部

Stepanska 15, 120 00 Praha 2,

TEL: +420 296 342 485 E-MAIL: afc@czechinvest.org WEB: www.czechinvest.org